

学校規模適正化推進事業に係るこれまでの経緯について

H26. 3 「北九州市立小・中学校の規模のあり方について」(新基準) 策定

《適正規模の基準》

○ 小・中学校ともにクラス替えができ、かつ、中学校においては授業時数の多い5教科(国語、社会、数学、理科、外国語(英語))に複数の教科担任を配置できる規模(小学校12学級以上、中学校9学級以上)から、国の示す24学級までを適正規模とする。

※ 中学校における教員定数

8学級…13名配置、9学級…14名配置(いずれも教頭、養護教諭を除く)

※ 理想の学年規模について

「学校規模に起因する諸課題のアンケート調査結果」(H25. 6)より

小学校：2～4学級 (学校規模で考えると12～24学級)

中学校：3～6学級 (" 9～18学級)

【学校規模の分類】

	小規模校	適正規模校	大規模校
小学校	11学級以下	12～24学級	25学級以上
中学校	8学級以下	9～24学級	25学級以上

国の示す適正規模の基準

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条)

- ・ 学級数が概ね12学級から18学級までであること
- ・ 5学級以下の学級数の学校と12学級から18学級の学校とを統合する場合は、24学級までとすること

《統合後の通学距離・通学支援の基準》

○ 統合後の通学距離の目安は原則3km以内とし、これを超える場合は通学支援を行う。

○ ただし、統合後の通学距離が3km以内であっても、歩道が整備されていないなどのため著しく通学路の安全性に欠ける場合や、地理的な条件により児童・生徒の通学の負担が大きい場合などには、道路の整備等が行われるまでの間、必要な措置を講じる。

《小規模校における適正化の進め方》

○ 将来にわたって適正規模を回復することが見込めない場合は、学校統合により規模の適正化を図る。その際には、周辺小・中学校の規模の推移等を把握し計画的に進める。

○ 統合してもなお適正規模に達しない場合であっても、複式学級の解消や単学級の学級規模の拡大など教育効果の向上が図られる場合には、学校統合を進める。

その際、小・中学校の連携や他校との交流などにより、小規模校の課題の緩和に努める。

H27. 5 「学校規模適正化白書」(将来推計等)公表

- 市立小・中学校ごとの児童生徒数及び学級数の将来推計(～R22年)を公表

H27. 6 ～ H28. 7 関係者への説明

- 自治総連合会、PTA連合会等への説明状況・・・合計31回、のべ756人

H29. 3 「北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方」(方針)公表

《学校規模適正化の進め方》

- 適正化対象校(複式学級又は学年単学級かつ全校児童数150名以下(R7年推計値)の学校): 29校を公表
- 当面は、小規模校が多く、小規模化が進むと見込まれる小学校を優先して取り組む。
- A区分に属する学校から優先的に適正化の検討を行うが、通学距離や通学路の安全性、学校施設の収容能力や施設設備の状況、各学校の歴史など考慮すべき諸条件があることから、B、C区分も含めて総合的に検討し、実施校を選定する。
- 29校の中でも、「離島にある学校」「小規模特認校」「近年統合した学校」は、当面对象から除外する。

《適正化において留意すること》

- ・ 保護者や地域の方々の理解
- ・ 通学路の安全確保

H29. 3 「学校規模適正化に早急に取り組む学校」公表

- ① 花房小学校安屋分校(若松区)
- ② 伊川小学校(門司区)
- ③ 北小倉小学校(小倉北区)

H31. 3 「学校規模適正化白書」(更新)等公表

《適正化対象校の見直し》

- 適正化対象校(複式学級又は学年単学級かつ全校児童数150名以下(R12年推計値)の学校): 27校を公表

R1. 10 学校規模適正化、着手校 公表

- ① 小森江西小学校・小森江東小学校(門司区)
- ② 修多羅小学校・古前小学校(若松区)

「公立幼稚園の在り方」検討に係るこれまでの経緯

H26. 2 「北九州市行財政改革大綱」策定

- 「官民の役割分担と持続的な仕事の見直し」⇒民間にできることは民間に委ねる。
 - ・ 公立幼稚園については、研究実践機能を担うために必要な園数で運営する方向とする。

(H27. 4 「子ども・子育て支援新制度」開始)

- 公立幼稚園の保育料が、私立幼稚園の保育料と同額となる。(経過措置3年)

H27. 4 「公立幼稚園の今後の方向性」(方針)公表

《方針概要》

- 8園体制 ⇒ 4園体制(小倉、小倉南、八幡東、鷹の巣)
- 公立幼稚園と教育センターが連携を図りながら、幼児教育における課題解決に必要な教育・研究実践に取り組み、成果の発信・普及に努める。

【公立幼稚園の果たすべき役割】

- 1 質の高い幼児期の教育・研究実践
 - (1) 幼児教育における各園共通のテーマに係る教育・研究実践
 - (2) 特別な教育的配慮を要する幼児に対応するための教育・研究実践
 - (3) 小学校教育への円滑な接続のための教育・研究実践
- 2 成果の発信・普及

※ なお、一定期間経過後に、公立幼稚園における教育・研究実践の成果について、評価・検証を行い、その在り方について改めて検討を行う。

H30. 3 足原幼稚園及び黒崎幼稚園閉園

H31. 3 松ヶ江幼稚園及び若松幼稚園閉園

H31. 4 4園体制スタート

(R1. 10 「幼児教育・保育の無償化」開始)